

水巻町有財産一般競争入札参加説明書

(趣旨)

第1 入札に参加を希望する方（以下「入札参加希望者」という。）は、この説明書をお読みいただき、物件調書及び現地をご確認のうえ入札にご参加いただきますようお願いいたします。

(入札参加資格)

第2 次に掲げる者は入札に参加できません。

- (1) 未成年者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 市区町村に納入すべき税（国民健康保険料を含む）を滞納している者
- (4) 公有財産の事務に従事する職員
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- (6) 前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
- (8) その他町長が不適当と認めた者
- (9) 前各号のいずれかに該当する者の代理人又は委託等を受けた者

(入札参加申込)

第3 入札参加希望者は、次の書類を入札参加申込期限までに財政課管財係へ提出してください。

- (1) 指定様式（普通財産買受申込書）を使用してください（共有の場合は連名）
- (2) 住民票（法人の場合は、法人登記簿の現在事項全部証明書）
- (3) 市区町村に納入すべき税（国民健康保険料を含む）の未納のない証明書（法人の場合は、本社又は本店が設置されている市区町村の税の未納のない証明書）
- (4) 身分証明書（個人の場合のみ。「破産宣告の通知を受けていない」ことの証明書）
 - 2 郵送の場合は、一般書留、簡易書留、又は特定記録郵便とし、入札参加申込期限までに到着したものを有効とします。

(現地説明会)

第4 現地説明会は実施しませんので、現地の確認は入札参加希望者において行ってください。

(持参するもの)

第5 入札の当日は、次のものを必ず持参してください。

- (1) 入札書（指定様式） 共有の場合は連名となります。
- (2) 委任状（指定様式）（代理人の場合） 入札参加申込書に記載の本人以外（代理人）が入札する場合は、入札申込者本人の委任状が必要です。
- (3) 印鑑 入札に参加する者の印鑑
- (4) 封筒
- (5) 入札参加承認書 町から交付されたもの

(入札保証金)

第6 入札保証金は免除するものとします。

(入札)

第7 入札書には、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は所在地、名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。（共有名義の入札の場合は全員の住所、氏名を記入の上、押印してください。）

- 2 金額の記入は黒ボールペンで算用数字を用い、最初の数字の前に「金」若しくは「¥」の文字を記入してください。入札金額の訂正はできません。
- 3 代理人が入札する場合は、入札書の入札者住所氏名を記入（押印の必要はありません）するとともに、代理人の氏名を記入のうえ押印してください。
- 4 入札書は、封筒に入れ糊付け封印の上、所定の入札箱に投入してください。
- 5 いったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

(入札時の失格)

第8 入札をしようとする者が次のいずれかの一に該当するときは、その者を失格とし、入札ができないものとする。

- (1) 入札開始時刻に現れないとき
- (2) 法令に違反したとき
- (3) 入札者の代理人が入札行為に係る委任状を持たないとき
- (4) 入札会場において入札執行者の指示に従わないとき
- (5) 町が交付した該当物件の入札参加承認書の提示がないとき

(入札の無効)

第9 入札者の入札が次の各号の一に該当する場合は、その者の入札を無効とします。

- (1) 入札者の資格がない者の行った入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反したとき
- (3) 代理人であらかじめ委任状を提出しなかった者の行った入札
- (4) 同一物件に対し他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理を行った者の入札
- (5) 同一物件に対して1回の入札において2通以上の入札を行った者の入札
- (6) 提出された入札書が封入、糊付け、封印されていないとき
- (7) 入札書に金額及び記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (8) 入札書に記載された金額を訂正し、又は記載事項について判読できない入札
- (9) 入札書に記載された入札金額が最低入札価格に満たない入札
- (10) 入札に関して不正な行為があったと町長が認めた者の入札

(開札)

第10 開札は、入札場所において入札終了後直ちに入札参加者立ち会いにより行います。入札参加者が開札に立ち会わない場合には、町が指定した者に立ち会いをさせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。

- 2 開札した結果、落札者がある場合は、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、また落札者がない場合はその旨を、開札終了後直ちに入札参加者へお知らせします。

- 3 開札結果の公表は前項によるほか、情報公開請求があった場合は、入札物件と物件の所在地及び落札金額を公表することがあります。

(落札者の決定)

第 11 落札者は町の最低入札価格以上の最高価格を入札した者としします。ただし、落札者となる同価の入札者が二人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、同価入札をした者はくじを引く義務を有し、これを辞退することはできません。くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとしします。

(契約の締結)

第 12 落札者は、落札通知を受けた日から 14 日以内に売買契約書により契約を締結しなければなりません。

- 2 落札者が期日までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

(契約保証金)

第 13 落札者は、売買契約締結に際し、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を、町が発行する納入通知書により納付しなければなりません。

- 2 契約保証金は、売買代金完納後、落札者に返還します。

なお、落札者は契約保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息の支払いを請求することができません。又落札者の申出により、返還すべき契約保証金を売買代金の一部に充当することができます。

(売買代金の納付)

第 14 売買代金（契約保証金を充当する場合は、その額を除いた額）は、町が発行する納入通知書により契約後 30 日以内に納付しなければなりません。

なお、特段の事情があると認められた場合は、期日の延長を行うこととしします。

(所有権の移転等)

第 15 売買代金が完納されたときに所有権が移転します。

- 2 所有権移転登記は町で行います。
- 3 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税、その他契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。
- 4 落札者は、所有権移転登記前に、売買契約を締結した当該土地に係る一切の権利義務を第三者に譲渡できません。

(入札の中止等)

第 16 入札者が 2 人に満たない入札は、不成立としします。また、入札は都合により延期又は中止することがあります。